

第49回ASHPMiddiayer臨床薬学会議参加助成について

ASHPMiddiayer臨床薬学会議は、Anaheim（米国）において平成26年12月7日（日）から12月11日（木）の日程で開催されます。

本会では、助成規程細則Ⅱ第3条（3）に基づき、参加者2名以内について旅費等を助成します。応募条件は次の通りです。

- ① 当該年の4月1日現在、原則として40歳以下であり、会員歴2年以上であること。
- ② ASHPMiddiayer臨床薬学会議の演者（ポスター可）であること。
- ③ 帰国後、参加記（500字詰6枚程度）を翌年1月16日（金）までに日本病院薬剤師会雑誌へ投稿すること。
- ④ 過去に本会より国外の学会等への参加に対し助成を受けていないこと。

希望者は、学会発表のアブストラクト、履歴書、上司の推薦状を添えて平成26年6月13日（金）までに本会事務局へ提出してください。

本助成制度は、新進気鋭の病院・診療所等に勤務する薬剤師の資質の向上を目的とするものです。病院の規模にかかわらず多数の応募を期待しております。大学の教職員の方は、応募をなるべくお控えくださるようお願いいたします。

なお、申請時にはアブストラクトのアクセプト証明は不要ですが、助成決定後にはアクセプトの証明がなければ助成が取り消されることとなりますので、予めご了承願います。

助成者の決定は、国際交流委員会の審査を経たうえで会長が行います。

（応募先）：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館 8階
一般社団法人 日本病院薬剤師会事務局 総務課

（問い合わせ先）： 事務局 柴田、安岡 ☎ 03-3406-0485

一般社団法人日本病院薬剤師会 助成規程細則Ⅱ

第 1 条 国際学会の助成については、一般社団法人日本病院薬剤師会助成規程によるもののほか、本細則Ⅱの規定による。

(目的)

第 2 条 国際学会参加への助成制度は、役員又は会員が国外で開催される学術的な学会（以下、学会等）へ参加する際に、本会が助成金を支給する場合の対象、助成金支給人数及び旅費等に関する事項を定める。

2 学会等への参加者（以下第4条、第5条に定める者）に対する旅費は日本病院薬剤師会旅費規程に関わらず本細則Ⅱによる。

(対象学会)

第 3 条 助成金支給対象学会等は次のとおりとする。ただし、当該学会において発表する場合の演題及び内容は、原則として、本会事業に関する事項又は我が国全体を視野に入れた薬剤業務・医療薬学分野に関連する事項とする。

- (1) 国際薬剤師・薬学会議（F I P）
- (2) アジア薬剤師連合（F A P A）学術大会
- (3) A S H P ミッドイヤー臨床薬学会議
- (4) パンパシフィックカンファレンス
- (5) その他会長が認めた学会等

(参加要請者)

第 4 条 本会が参加要請する者は、国際交流委員会から推薦された者とし、次のとおりとする。

- (1) 第3条の学会等より、本会に参加要請があり、会長が認めた者。
- (2) 次の条件を満たし、本会から助成金支給となる参加候補者について申請があり、会長が認めた者。
 - ① 当該学会等において演者（一般演題を除く）であること。
 - ② 帰国後日本病院薬剤師会雑誌（以下、日病薬誌という）に投稿すること。
- (3) 本会の当該年度の事業を遂行する上で、会長が特に必要と認めた者。

(参加補助者)

第 5 条 本会が参加補助する者は、国際交流委員会から推薦された者とし、次のとおりとする。

- (1) 次の条件を満たす A S H P ミッドイヤー臨床薬学会議の演者で、所定の手続きに従って応募があり、会長が認めた者。
 - ① 当該年度の4月1日現在、原則として40歳以下であり、会員歴2年以上であること。
 - ② 帰国後日病薬誌に投稿すること。
 - ③ 過去に本会より国外の学会等への出席に対し助成金が支給されていないこと。
- (2) 本会の当該年度の事業を遂行する上で、会長が特に必要と認めた学会における演者。

(助成金支給人数)

第 6 条 第4条及び第5条に定める者の助成金支給は、下記のとおりとする。

- 2 助成金支給人数は、原則として次の要件を満たした場合に限る。
 - (1) 助成金支給人数は、各学会等2名以内とする
 - (2) 助成金による参加者は、年間総数5名以内とする

(旅費等の支給)

第 7 条 第4条に定める者には、旅費及び学会登録料の一部を支給する。

- 2 旅費は交通費及び宿泊費とし、実費支給とする。できる限りの経済的な経路及び手段を用いることとし、航空機利用の場合は、証明として領収書及び半券を提出するものとする。ただし、本会企画の団体旅行を利用した場合はこの限りではない。

附則 本細則Ⅰは平成16年2月7日より実施する。

本細則Ⅰの実施により「市民講座助成制度」(平成12年度)は廃止する。

一部改正 平成20年7月26日

一部改正 平成24年2月17日

(一般社団法人への移行に伴う改正)